

## 八甫保全地区について

環境経済部環境課

## 1. 経緯

令和4年3月に、当該保全地区に指定されている土地の地権者から、高齢のため管理が困難であり、売却する予定であるとの相談があり、保全地区から除外してほしいとの依頼がありました。

つきましては、この状況を踏まえ、今後、当該保全地区の在り方を検討していきます。

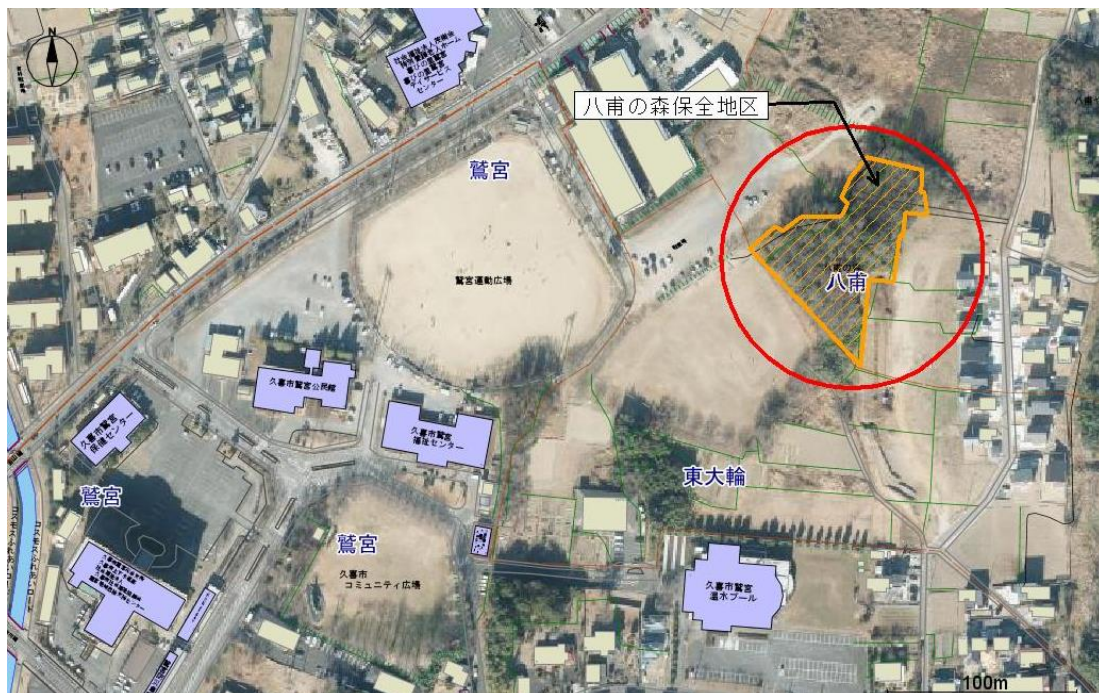
## 2. 指定区域面積等の変更

## (1) 保全地区の名称等

- ①名 称 八甫の森保全地区
- ②場 所 久喜市八甫1403番、1404番、1421番、1422番
- ③指定年月日 平成25年8月1日
- ④指定面積 4,220平方メートル
- ⑤保全地区に含まれる土地の区域

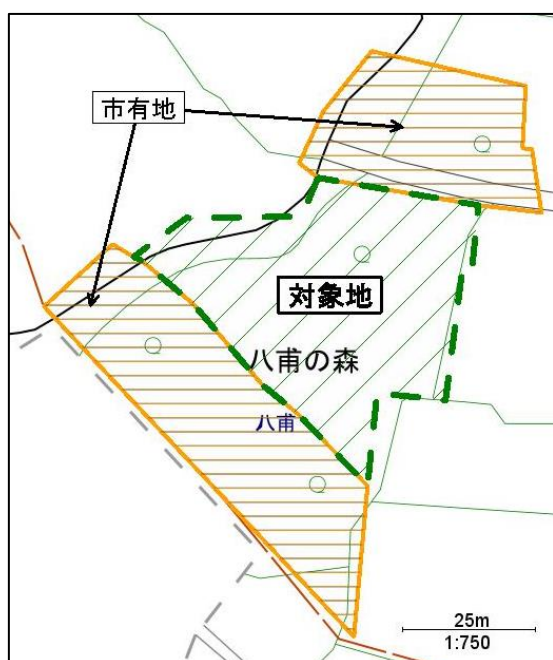
所在地	地目	地積 (㎡)	指定面積 (㎡)	備考
久喜市八甫1403番	山林	1,679	1,679	市有地
久喜市八甫1404番	山林	1,709	1,709	対象地
久喜市八甫1421番	山林	390	390	市有地
久喜市八甫1422番	山林	442	442	市有地
計			4,220	

## (2) 案内図



### (3) 保全地区の位置図

#### ①現状



#### ②個人所有地の除外後



## 4. 参考

○久喜市自然環境の保全に関する条例（一部抜粋）  
（保全地区の指定の手続）

第6条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による同意を得て保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、保全地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は保全地区の区域の拡張について、第1項、第2項及び前2項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更（拡張は除く。）について、それぞれ準用する。